

2016 年度海外制度調査

欧州関税法典（UCC）に関する調査報告書
—欧州共同体関税法典（CCC）からの主な変更点—

2017 年 3 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

貿易投資相談課

ブリュッセル事務所

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ブリュッセル事務所が業務委託契約に基づき現地会計事務所 Pricewaterhouse Coopers（以下「PwC」）に作成を委託し、2017年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび PwC は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび PwC が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

用語

Authorized Economic Operator (AEO) : 認定事業者

Binding Origin Information (BOI) : 拘束的原産地情報

Binding Tariff Information (BTI) : 拘束的関税分類情報

Centralized Clearance : 中央一括通関

Community Customs Code (CCC) : 欧州共同体関税法典、欧州理事会規則 2913/92

Comprehensive Guarantee : 包括保証 :

Customs Code Implementing Provisions (CCIP) : 欧州共同体関税法典実施規則、CCC 実施のための細則を定める欧州委員会規則 2454/93

Customs Debtor : 関税債務者

Customs Guarantee : 関税保証

Customs Simplification-type of AEO : 通関手続き簡素化型 AEO

Customs Value : 関税評価額

Delegated Act (DA) : UCC 準則、UCC の条項について、詳細なルールを補足する欧州委員会 準則 2015/2446

End-use : 用途指定を伴う関税一時停止措置

Entry in the declarant's records : 記録による申告

Entry Summary Declaration : 搬入略式申告

Exit Summary Declaration : 搬出略式申告

Free Circulation : 自由流通

Free Zone : フリーゾーン

Implementing Act (IA) : UCC 施行規則、UCC の実施のための細則を定める欧州委員会 施行規則 2015/2447

Indirect customs representative : 間接的通関代理人

Inward Processing Relief : 再輸出加工減免措置 (CCC)

Inward Processing : 再輸出加工 (UCC)

Local clearance procedure : 自社内・指定地通関手続き

Non-preferential origin : 非特惠原産地

Outward Processing : 再輸入加工

Procedure for incomplete declaration : 簡略申告手続

Processing under customs control : 税関管理下加工

Self -Assessment : 自己査定

Simplified customs procedure : 簡素化申告手続

Single Administrative Document (SAD) : 単一行政文書

Special procedure : 特別な手続

Temporary Admission : 一時受入れ

Temporary Storage : 一時保管

The registered exporter system (REX) : 輸出者登録システム

Transitional Delegated Act (TDA) : UCC 移行準則、 欧州委員会準則 2016/341、 UCC の一部条項に関して UCC 準則を修正することで移行措置を定めている

UCC Work Program : UCC 作業プログラム

Union Customs Code (UCC) : 欧州連合関税法典、 欧州議会・理事会規則 952/2013

目次

はじめに.....	1
欧州連合関税法典（UCC）の法的枠組み.....	1
1) 新欧州関税法典関連法令.....	1
2) 先行欧州共同体関税法典.....	2
1. 定義.....	2
1.1 輸出者.....	2
1.2 関税債務者.....	4
2. 通関代理.....	4
3. 税関決定.....	4
3.1 決定発行手続きの期限.....	5
3.2 拘束的情報（BTI、BOI）に関する決定.....	6
3.2.1 拘束的情報に関する決定取得の手続き.....	6
3.2.2 拘束的情報に関する決定の有効性.....	6
3.2.3 拘束的情報に関する決定の申請.....	7
4. 認定事業者（Authorized Economic Operators: AEO）.....	7
4.1 AEOに関する用語の変更.....	7
4.2 AEO認定基準.....	7
4.3 AEO認定手続き.....	8
4.4 AEOの優遇措置.....	8
4.4.1 通関手続き簡素化型のAEO（AEOF）の優遇措置.....	9
4.4.2 通関手続き簡素化型のAEOの基準を満たしているが当該認定を受けていない事業者に提供される優遇措置.....	9
4.4.3 セキュリティ・安全性コントロール型のAEO（AEOS）.....	10
4.5 AEOの認定申請.....	10
4.6 2016年5月1日以前に発行されたAEO認定（Certificaste）の有効性.....	10
5. 原産地.....	10
5.1 非特惠原産地.....	10
5.2 輸出者登録システム（The Registered Exporter System: REX）.....	11

6.	関税評価額.....	11
6.1	関税評価額の決定.....	11
6.2	連鎖取引における取引価格の決定（First Sale Rule の廃止）.....	11
6.3	関連者間取引.....	12
6.4	関税評価額算定の代替的手法.....	12
6.5	ロイヤリティとライセンス料.....	13
7.	関税保証.....	13
7.1	関税保証とは.....	13
7.2	関税保証に関する新规定.....	13
7.2.1	関税保証の差し入れ義務に関する変更.....	13
7.2.2	包括保証.....	14
8.	一時保管.....	14
8.1	一時保管の認可のために要求される関税保証.....	14
8.2	一時保管の期限.....	15
9.	簡素化手続き.....	15
9.1	CCC および UCC が規定する通関簡素化手続きの種類.....	15
9.2	簡素化申告.....	15
9.3	申告者の記録による申告（記録による申告）.....	16
9.4	中央一括通関.....	16
9.5	自己査定.....	17
10.	通関手続き.....	17
10.1	CCC および UCC が規定する通関手続きの概要.....	17
10.2	再輸出加工減免措置および税関管理下加工の統合.....	19
11.	罰則.....	20
12.	2016年5月1日以前に発行された通関ライセンスの有効性.....	20
13.	電子システムの開発・設置に関連する UCC 作業プログラム.....	21
	最後に.....	21

はじめに

欧州連合関税法典（Union Customs Code: UCC）が 2016 年 5 月 1 日に導入され、欧州連合の関税制度に多くの変更が行われた。新関税法典の導入は、1994 年に先行法典である欧州共同体関税法典（Community Customs Code: CCC）が導入されて以来の大きな変更であり、欧州関税法制の歴史の中で非常に重要な意味を持つ。

UCC の主な導入目的は、通関規則の簡素化、通関業務に近代的なツールやテクノロジーの活用を可能にすること、そして通関規則・管理・手続きを統一することと言えよう。また、UCC は通関分野における規制環境を刷新し、通関手続きのシステムは、事業者のニーズに沿って、ビジネスの競争力強化に資するために修正されている。このような目的を実現するために、すべての通関および貿易取引は電子的に処理され、そして、通関業務のための情報通信システムは各加盟国において同一の利便性を事業者に提供するという法的な原則が導入された。

強調すべきは UCC が認定事業者（Authorized Economic Operator: AEO）の優遇措置の拡大に重点を置いていることであり、認定事業者は関税業務管理に関して、物理的な検査や書類審査の軽減など、より有利な取り扱いを与えられる点である。

本調査報告書においては、上述の導入目的に沿って、UCC の導入に伴う変更点を概観する。

欧州連合関税法典（UCC）の法的枠組み

EU 統治制度の簡素化・合理化を規定するリスボン条約の理念のもと UCC の実施規則として、UCC 準則（DA）と UCC 施行規則（IA）という 2 つの規則が定められている。UCC 準則は、UCC の目的、内容、適用分野および申請期限などに関する細目を補完・補足するものである。重要なのは、UCC 準則が UCC の主要項目を規定することはない点である。一方で、UCC 施行規則（IA）は、UCC の導入・実施が加盟国間で違いが生じないようにするものである。さらに、UCC の適用に関連する移行措置は、UCC 移行準則（TDA）にも規定されている。各加盟国で自動的に適用される EU 規則に加えて、各加盟国は、UCC、DA、IA、TDA の国内での適用を確保できるよう、国内税関規則を定めることができる。

1) 新欧州関税法典関連法令

・新欧州連合関税法典：Union Customs Code（UCC）、欧州議会・理事会規則 No 952/2013

・UCC 準則：Delegated Act（DA）、UCC の条項について、詳細なルールを補足する欧州委員会準則 No 2015/2446

・UCC 施行規則：Implementing Act（IA）、UCC の実施のための細則を定める欧州委員会施行規則 No 2015/2447

・ UCC 移行準則：Transitional Delegated Act (TDA) UCC の移行措置を定める欧州委員会準則 No 2016/341

・ UCC 作業プログラム：UCC Work Programme、通関業務の電子化に向けたスケジュール・作業プログラムを定める欧州委員会実施決定 2016/578

2) 先行欧州共同体関税法典

・ 欧州共同体関税法典：Community Customs Code (CCC)、欧州理事会規則 No 2913/92

・ 欧州共同体関税法典実施規則：Customs Code Implementing Provisions (CCIP)、CCC 実施のための細則を定める欧州委員会規則 No 2454

1. 定義

UCC と CCC の双方は、重要な意味を持つ表現・用語の定義についての幅広い説明を含んでおり、関税法典が規定していることを正しく解釈するのに有用である。UCC は、CCC において説明されている定義の大きな変更を含んでいない。いくつかの新定義が紹介されているが、それらの大部分が新规定に関連している（例えば、再輸出申告が定義されているが、これは、再輸出の通関手続き形式が規定されたためである）。

1.1 輸出者

UCC 準則 (DA) と施行規則 (IA) には、CCC の実施規則 (Customs Code Implementing Provision: CCIP) と同様に一定の表現・用語の定義も含まれている。これらの定義の中で、特に重要性と新規性があるのは DA の第 1 条 (19) における輸出者の定義である。CCC も CCIP も、輸出者あるいは、輸出者とみなされるべき者を定義していなかった (CCIP は、原産地に関連して輸出者を定義しているのみであった)。

DA 第 1 条 (19) は輸出者を以下のように定義している。

輸出者とは

(a) 欧州連合の関税同盟地域内に設立された法人あるいは自然人であり、輸出申告が受理された時点で、第三国の荷受人と契約を締結し、域外に所在する目的地に物品を持ち込むことを決定する権限を有する者、

(b) 物品が個人により運搬、輸出される場合、その物品を運搬する個人、

(c) その他の場合には、欧州連合の関税同盟地域内に設立された法人あるいは自然人であり、地域外に所在する目的地に持ち込むことを決定する権限を有する者。

この定義の新規性は、事業者は EU 関税同盟地域内に設立されている場合にのみ輸出者として活動できることを明確に規定している点である。CCC と CCIP はこのような制約を含

んでいなかった。なお、輸出者が EU に設立された事業者でない場合、通常は、間接的通関代理人を起用して、輸出手続きを実施することができた。

欧州委員会は、「欧州連合からの輸出および物品移動」と題するガイダンスの Annex A において、従来からの実務と新规定の矛盾を調整している。¹

Annex A の第 3 項において、欧州委員会は、代理人を起用して輸出申告を行う者が関税同盟地域内に設立された者でない場合、間接的通関代理のみが、輸出申告を代理することができる」と明記されている。間接的通関代理人は、関税同盟地域内に設立された者でなければならず、通関手続きにより物品が域外に持ち出されることとなる場合には、輸出手続きの当事者となる。

さらに、Annex A の第 5 項には輸出通関手続きの過程における通関代理人に関する規定が含まれている。この項目において、欧州委員会は、欧州連合の関税同盟地域内に設立されておらず、UCC 第 170 (3) 条²が適用されない者は、EU 関税同盟地域内に設立され、輸出に際して、申告当事者および輸出者になることができる間接的通関代理人を任命しなければならないことを明記している。

同じく Annex A の第 5 項によれば、この場合、輸出申告者を代理する間接的通関代理人は、UCC 第 5 条 (35) (a) の第 1 部の規定により輸出手続きの当事者となることができる。輸出する物品の所有者または輸出取引を行い、間接的通関代理人を任命した者は、UCC 第 5 条 (35) (a) ³の第 2 部の規定により輸出手続きの当事者となることができる。通関代理人としての権限を与える場合には、輸出手続きの当事者が誰であるかを明確にすべきである。間接的通関代理人の名前は、輸出申告書の第 14 項のデータ欄に記入する必要がある。

次の例は、EU 非居住者が輸出手続きを行う場合に、「輸出者」の定義をどのように解釈すべきかを示している。

<例>

ハンガリー法人 (A) は、日本法人 (B) に商品を販売している。B は米国法人 (C) にこの商品を再販売する。商品は物理的には日本を介さずハンガリーから米国へ直接輸送される。したがって、商品の荷送人は A 社となり、請求書は A 社から B 社に、B 社から C 社に発行される。

この場合、A 社は取引全体に関与していないため、EU 外の目的地への輸出を決定する権限を有していない限り、準則の第 1 条 19 項 (a) が適用されないため、輸出者になることはできない。EU 内に設立されていないため、日本法人 B 社は委任法の第 1 条 (19) (c) に従って商品の輸出者になることはできない。このような場合、B 社は輸出申告書 第 2 項に

¹

http://ec.europa.eu/taxation_customs/sites/taxation/files/resources/documents/customs/customs_code/guidance_definition_exporter_en.pdf

² UCC Article 170 (3): „(...) the following declarants shall not be required to be established in the customs territory of the Union:

(a) persons who lodge a customs declaration for transit or temporary admission;

(b) persons, who occasionally lodge a customs declaration, including for end-use or inward processing, provided that the customs authorities consider this to be justified;

(c) persons who are established in a country the territory of which is adjacent to the customs territory of the Union, and who present the goods to which the customs declaration refers at a Union border customs office adjacent to that country, provided that the country in which the persons are established grants reciprocal benefits to persons established in the customs territory of the Union.”

³ UCC Article 5 (35): „holder of the procedure" means:

(a) the person who lodges the customs declaration, or on whose behalf that declaration is lodged; or

(b) the person to whom the rights and obligations in respect of a customs procedure have been transferred”

荷送人として記載し、EU 内に設立された間接的通関代理人名を輸出申告書の第 14 項に記載すればよい。

1.2 関税債務者

UCC において関税債務者の定義は CCC⁴から変更されていないが、関税債務が違反により生じた場合に、債務者となりうる者の範囲⁵が下記のように拡大された。

- 関税債務を履行することを要求される者（CCC においては、実際に違法行為を行った者と規定⁶）、または、
- 関税規定に基づく関税債務が履行されなかったことを認知していた、あるいは、認知していることが妥当と考えられる者で、債務履行義務があったものに代わって手続きを実施した者、または、債務不履行に至る行為に加担した者（CCC においては、実際に違法通関行為に加担した者に限定されていた）
- 通関対象の商品を取得または保有し、商品を取得または受領した際に違法行為を認知していたあるいは認知していることが妥当と考えられる者（CCC から変更無し）。

要約すると、違法行為による関税債務不履行の場合の債務者になりうる者の適用範囲を拡大することにより、UCC は関税債務者の過失の影響を最小限に抑えることを意図している。

2. 通関代理

CCC および CCIP と比較して、UCC および DA、IA には、通関代理に関するより詳細なルールが規定されている。標準的な通関代理形態は変更されておらず、UCC の第 18 条によれば、通関代理人は、直接的（代理人は依頼人に代わって、依頼人の名前で手続きを代理）または間接的（代理人は依頼人に代わって、自己の名において手続きを代理）に通関業務を実施できる。UCC は、EU 域内に設立されている通関代理人が当該設立国以外の EU 加盟国で通関代理行為を実施する条件について、代理行為が実施される加盟国は、通関手続き簡素化型の AEO 認定基準より厳格な条件を設定してはならないとしている。従って、通関代理人が当該基準を満たしているならば、設立国以外の加盟国において通関代理行為を実施する権利が与えられる⁷。

3. 税関決定

UCC 法は、決定の定義に何ら修正を加えていない。決定とは、関税法制に関する税関当局が、特定の事案について裁定を下し、関係者に法的拘束力を持つ効果を与える行為を意味

⁴ CCC Article 4 (12) UCC Article 5 (19)

⁵ UCC Article 79

⁶ CCC Article 202 (3)

⁷ UCC Article 18

する⁸。EU 関税法制では、当局による決定を「規定の適用に基づく決定」と「職権上の自発的な決定」の2種類に区別している。

前者の主なものは以下の通りである。：

- 拘束的情報に関する決定
- 特別な通関手続きおよび簡素化手続きの認可
- 認定事業者（AEO）ステータスの認定

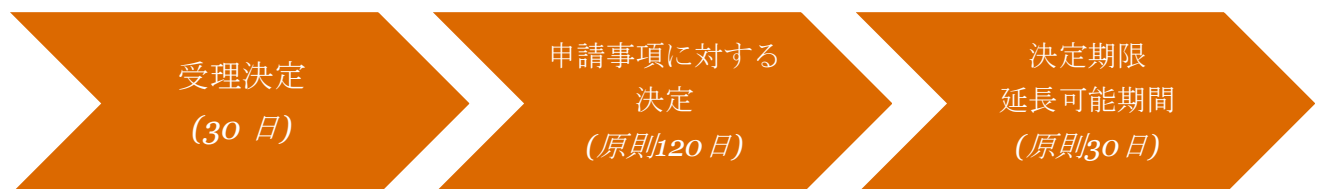
他方、当局の関税監査による決定は、「職権上の自発的な決定」の典型例である。

冒頭に述べたように、UCC の主な目的の 1 つは、通関手続きや取引のための税関当局間および事業者と税関当局との間の情報流通に関して、効果的かつ簡素化された行政手続きを確保し、ペーパーレスの環境を整備することにある。したがって、欧州連合関税法典第 6 条 (1) は、申告、申請、決定など、上記関係者間の情報交換および関税法制上必要とされる情報の保管は、電子データ処理技術を活用して行われるべきだと規定している。電子システムが整っていない場合には、移行措置として、2020 年 12 月 31 日までは、電子データ処理技術以外の情報交換および保管手段を引き続き使用することができるとしている。⁹

3.1 決定発行手続きの期限

UCC では、「規定適用に基づく決定」に関して、税関当局の決定発行手続きの期限が新たに規定されている。税関当局は、2016 年 5 月 1 日から、税関決定申請の受理について 30 日以内に決定を発行しなければならない。この手続きの過程で、税関当局は申請書が正式な形式要件を満たしているかを審査するのみで、申請内容は審査しない。税関当局は、申請受理を決定した場合、申請者にその旨を通知する。申請受理を決定した後、税関当局は内容に関しての決定を原則として 120 日以内に行う。税関当局は、申請者への事前通知により、決定期限を最長 30 日間延長することができる。その際、税関当局は期限延長の理由と新しい期限を示す必要がある。また、期限延長の目的が基準や条件の充足である場合、申請者が期限延長を要請することもできる。

上記を図示すると以下のとおりである：



UCC は、CCC と同様に、税関当局が決定を無効化、一時停止、修正または取り消すことも認めている。

欧州連合基本権憲章で規定され、加盟国の関税法制に規定されている「意見が聞き届けられる権利 (right to be heard)」が UCC に組み込まれていることは注目に値する。税関当

⁸ UCC Article 5 (39)

⁹ UCC Article 278

局は、悪影響を及ぼすような決定が下される前に、すべての人に対して「意見が聞き届けられる権利」を提供しなければならない。

3.2 拘束的情報（BTI、BOI）に関する決定

UCC は、CCC と同様に拘束的関税分類情報（Binding Tariff Information: BTI）および拘束的原産地情報（Binding Origin Information: BOI）を税関当局に要請できる可能性を確保している。BTI と BOI は、関税分類および原産地に関して税関当局を法的に拘束するため、事業者の視点からは現実性が増し、事前に関税額やその他関連コストを算定する際の利便性が高まる。これらに加えて、UCC は、例えば関税評価額のように関税額等の算定基準となる要因（同法典第 2 部に規定）について、拘束的情報を要求する機会を提供しているが¹⁰、詳細な規定は法典や関連規則においてまだ十分に整備されていない。

3.2.1 拘束的情報に関する決定取得の手続き

UCC では、拘束的情報の発行期限に大きな変更があった。CCC では同実施規則に基づいて、税関当局は BTI は 3 ヶ月、BOI は 5 ヶ月以内に決定を発行しなければならないとされていた。一方で、UCC では、双方ともに申請受理から 120 日以内に発行しなければならないとされている。

CCC と同様に、拘束的情報は、通関手続きを実際に活用する意図を有している場合にのみ申請することができる。この基準を満たしていない場合には、税関当局は申請を受理しない。この制限に加えて、UCC は、同一の物品に関して、BTI もしくは BOI が同じ又は他の税関当局に申請されている場合には、税関当局は申請を受理しないという規定を導入している¹¹。また、BOI 申請については、申請書上で、原産地判断につながる状況記述を同一の物品に対して二度適用することはできない。

3.2.2 拘束的情報に関する決定の有効性

UCC では、拘束的情報の有効期限について大きな変更が行われている。CCC では BTI の有効期間は 6 年間、BOI は 3 年間であったが、UCC においては、両方とも発行から 3 年間に統一された。移行措置として、DA は 2016 年 5 月 1 日以前に取得された拘束的情報の有効期間は、UCC の規定に関わらず、既に通達済みの有効期間とすることを定めている。¹²

CCC は、税関当局が BTI および BOI の無効化、修正あるいは取り消しを審査する間、効力が一時停止されるとしていたが、DA¹³に基づいて、2016 年 5 月 1 日以降はそれがなくなった。従って、税関当局が BTI あるいは BOI の無効化、修正あるいは取り消しにつながる可能性のある手続きを実施する場合、当該 BTI あるいは BOI は当局の手続きが完了するまで有効であり適用可能である。

¹⁰ UCC Article 35

¹¹ UCC Article 33 Section (1)

¹² DA Article 252

¹³ DA Article 22

3.2.3 拘束的情報に関する決定の申請

2016年5月1日以降にUCCに基づいて発行されたBTIおよびBOIはCCC同様に税関当局を申請者に対して拘束するのみでなく、申請者もまた税関当局に対して拘束されることになる点に留意を要する。実務上は、当該BTIあるいはBOIの決定情報を通関申告などで使用することを義務付けられることとなる。

CCCと同様に、通関手続きの期間中に、申請者は次のことを証明しなければならない。

- BTIの場合、申告する物品が決定に記載されるすべての点に合致していること
- BOIの場合、対象となる物品および原産地判断につながる状況が決定に記載されるすべての点に合致していること

移行規定として、DA¹⁴は2016年5月1日以前の拘束的情報に関連するすべての決定は、決定当事者を税関当局に対して拘束する（税関当局を決定当事者に対して拘束するのみでなく）と規定している。

4. 認定事業者（Authorized Economic Operators: AEO）

冒頭で述べたように、UCCは、CCCよりもAEOにより重点を置いている。従って、関連規則は、下記のようにいくつかの変更点を含んでいる。

4.1 AEOに関する用語の変更

AEOステータスに関する専門用語に関しての目立った変更点として、認定の種類が挙げられる。CCCは、3種類の認定、すなわち、1)通関手続き簡素化優遇（AEO for Customs Simplification: AEOC）、2)セキュリティ面での税関審査・検査削減などの優遇（AEO for Security and Safety: AEOS）、3)その両方に関する優遇（AEO for Full: AEOF）を規定していた。UCCでは、1)通関手続き簡素化優遇、2)セキュリティ面での税関審査・検査削減などの優遇の2種類のみ規定されているが、事業者が2種類の基準を満たす場合には、税関当局は統合した認定を発行できる。また、CCCは、AEOステータスを証明（Certificate）と称しているのに対して、欧州連合関税法では認証（Authorization）と表現されている。これらは実務的というよりは、理論的意味での変更点といえよう。

4.2 AEO認定基準

CCCおよびCCIPもAEOステータス取得のための厳格な認定基準を定めていたが、UCCはさらに厳しい条件を導入している。新たに導入された認定基準は以下のとおりである。

¹⁴ DA Article 252

- 重大なもしくは度重なる租税規定違反（申請者の経済活動に関連した重大な刑事上の違反履歴を含む）がないこと（CCC では違反分野が関税法違反に限定されていた。¹⁵⁾
- 適切な関税法遵守を可能にする業務フロー上ならびに、必要に応じて、運輸上の記録管理システムを用いた業務および物流統制の適格性について、申請者が証明できること（CCC においては「満足のいく」統制とのみ規定）¹⁶⁾。
- 通関手続き簡素化型 AEO (AEOC) の場合、実施する事業活動を遂行する能力を示すための実務基準や職業的資格を証明しなければならない¹⁷⁾。

上記の基準は、IA でさらに詳述されており、加盟国がこれらの基準の具体的側面を微調整する可能性もある。

4.3 AEO 認定手続き

認定手続きは、UCC に定められた「税関当局の決定手続きのための一般規則」に従って行われなければならないが、ここでは、CCC における AEO ライセンス取得手続きにおける決定期限と同じ期限が採用されている。しかしながら、UCC においては、税関当局は、決定期限を 60 日まで延長することができる。

申請者が UCC の第 39 条 (a) に規定する条件を満たしているか疑義を生じさせるような刑事訴訟手続きが継続しているような場合、税関は認定手続きの期限をさらに延長することができる点に留意を要する。そのような場合、税関当局は、刑事訴訟手続きの完了に必要な期間のみは期限を延長することができる。

認定手続きの結果、AEO のステータスを付与するか、または申請を却下するかという税関の決定が下される。税関当局が AEO ステータスの付与を却下した場合、申請者は、一般的な法的救済規定に従って不服申し立てを行う権利を有する。

UCC により新たに導入された申請方法として特筆すべきは、事業者が EU 関税同盟地域内に設立されたすべての恒久的事業所を対象とした単一申請書を提出することで、一括して AEO ステータスを包括申請することができる点である¹⁸⁾。

4.4 AEO の優遇措置

CCC においては、通関手続きあるいは関税監査の軽減・緩和以外には、AEO の優遇は事実上なかった。欧州当局としては、事業者に AEO 取得を促すために、新しい優遇や軽減・緩和措置を提供することを意図してきた。

¹⁵ UCC Article 39 point a)

¹⁶ UCC Article 39 point b)

¹⁷ UCC Article 39 point d)

¹⁸ DA Article 26

4.4.1 通関手続き簡素化型の AEO (AEOF) の優遇措置

4.4.1.1 通関手続き簡素化に関連する優遇措置

UCC は、下記の通関簡素化のためのライセンス取得の資格要件として、事業者が通関手続き簡素化型の AEO に認定されていることを規定している。

- 中央一括通関 (Centralized Clearance)
- 自己査定 (Self-Assessment)

これらの簡素化の適用には、事業者の信頼性が不可欠であり、その信頼性は通関手続き簡素化型の AEO ステータスによって保証される。加えて、申告者の記録による申告、すなわち、税関における物理的チェックなしの書類による通関には、通関手続き簡素化型の AEO ステータスが免除の条件となる。

4.4.1.2 関税保証に関する優遇措置

通関手続き簡素化に関連した優遇措置以外に、通関手続き簡素化型の AEO は、発生済みの関税債務やその他の課金に対する保証金を軽減する包括保証の活用を申請する場合にも承認獲得に有利になる¹⁹。

4.4.1.3 一時保管および特別な手続きに関する優遇措置

関税法制および実務においては、AEO を取得している事業者は、そうでない事業者より、より信頼を置かれている。UCC においては、AEO 認定業者は、一時保管や特別な手続きの一定条件を満たしていると見なされる。したがって、一時的な保管および特別な手続きにおける適切な業務遂行のために必要な保証は、満たされているとみなされるべきである。原則として、一時保管および特別な手続きでは、税関当局に承認された書式による適切な記録保持が要請されている。これらの記録には、一時保管施設の運営やそれにかかる手続きを税関が監督できるような情報と詳細が含まれていなければならない。通関手続き簡素化型の AEO を取得すると、上述の条件を充たしているとみなされる。

4.4.2 通関手続き簡素化型の AEO の基準を満たしているが当該認定を受けていない事業者に提供される優遇措置

UCC は、AEO 認定を取得している事業者のみでなく、基準を満たしている者に対しても一定の優遇措置を提供することを定めている。例えば、将来の関税債務やその他課金のために差し入れなければならない包括保証がある場合、通関手続き簡素化型の AEO の基準を満たしている事業者は、包括保証金の減免を受けられる可能性がある²⁰。

¹⁹ UCC Article 95 Section 3

²⁰ UCC Article 95 Section 2

4.4.3 セキュリティ・安全性コントロール型の AEO (AEOS)

一般的に、セキュリティ・安全性コントロール型 AEO (AEOS) に提供される優遇措置は具体的に規定されていない。通関手続き簡素化型 AEO に関連して発生するものであり、概して間接的である。しかし、セキュリティ・安全性コントロール型 AEO により搬入略式申告 (Entry Summary Declaration: ENS) が提出された場合、税関は、該当する積送品が物理的検査の対象に選定されたならば、セキュリティ・安全性コントロール型 AEO 認定者に通知を行う義務がある。この通知は、貨物が EU 関税同盟地域に到着する前に行われなければならない²¹。

4.5 AEO の認定申請

決定の取り消しおよび一時停止に関する一般規則が、AEO 認定過程でも適用される。しかしながら、一般的な基準あるいは、(一時停止や取り消しの原因となっている) 特別な基準に基づく AEO 認定決定が、UCC 第 39 条に規定される基準を満たさないことにより一時停止あるいは取り消される場合、当初、AEO 認定決定を行った税関当局が一時停止あるいは取り消しを行わなければならない²²。

4.6 2016 年 5 月 1 日以前に発行された AEO 認定 (Certificaste) の有効性

CCC に基づいて事業者が発行された AEO 認定書は、2019 年 5 月 1 日以前に行われる再審査までは有効である。再審査の際、税関当局は UCC の新基準を適用することとなる²³。

5. 原産地

5.1 非特惠原産地

CCC、UCC 共に一つの国あるいは関税同盟地域において完全に生産された物品は、当該国あるいは地域を原産地とみなすと規定している。一方で、複数の国や関税地域がその物品の生産に関与している場合には、当該物品の用途を新たに付け加える、もしくは製造の重要な段階という意味において、最後に実質的あるいは経済的正当性のある加工を施された国 (あるいは地域) を原産地とみなしている²⁴。

上記の CCC の規定に関連して、CCIP のみが繊維製品およびその他いくつかの製品に関する非特惠原産地について詳細な規定を設けているが、DA においては、より多くの製品について詳細なルールが規定されている。

²¹ DA Article 24 (2)

²² DA Article 30, IA Article 34

²³ DA Article 251

²⁴ CCC Article 24; UCC Article 60

また、非特惠原産地とみなされるための最低限の作業²⁵について、CCC は繊維製品についてのみ規定しているが、UCC に関して DA はすべての製品について定めている²⁶。

5.2 輸出者登録システム (The Registered Exporter System: REX)

2017 年 1 月 1 日以前は、CCC および UCC にもとづいて、一般特惠関税の受益国は物品の価値が 6,000 ユーロ以下の場合にはインボイス申告により、6,000 ユーロを超える場合は、原産地証明書式 A (Form A) により特惠原産地の証明をすることが求められていた。

2017 年 1 月 1 日以降は、一般特惠関税受益国は、下記に該当する場合は、輸出物品の原産地宣誓を船積書類に付記することにより特惠原産地を証明することができるようになった。

-物品の価値が 6,000 ユーロ以下である場合

-物品の価値が 6,000 ユーロを超える場合で、輸出者が REX に登録されている場合

また、2017 年 1 月 1 日より、EU の事業者は、REX 登録を行うことができるようになった。この結果、二国間累積制度における受益国に、EU 原産品を輸出し、原料として用いたり、EU 関税同盟地域内の別の場所に輸送した上でその国を原産地とする変更書類を作成することができる。

EU 内の輸出者にはこのような登録が 2018 年 1 月 1 日より義務化される予定である。しかしながら、一律に合意されている現行システムから REX への移行期間は、2020 年 6 月 30 日までとなっている。

6. 関税評価額

6.1 関税評価額の決定

CCC と同様に、関税評価額の基準になるのは取引価格である。取引価格とは、関税同盟地域外から域内に輸出された物品に対して実際に支払われる対価を必要に応じて調整した価格である。関税評価額の調整ルールについては、増額修正すべき項目（例：輸送費、保険料、ロイヤリティ、ライセンス料）、減額すべき項目（例：関税同盟地域到着後の域内輸送費）ともに変更はない。

6.2 連鎖取引における取引価格の決定 (First Sale Rule の廃止)

物品の移動を伴わない取引を含む連鎖取引において、どの取引価格を関税評価額算定上の基準とすべきかは常に問題となる。CCC は、EU に輸入する前に発生した取引の中で、EU への輸出を目的として行われたとみなされる取引価格のいずれかを事業者の裁量で算定基準とすることを容認していた（いわゆる「ファーストセール」制度）。対照的に、UCC では、EU 関税同盟地域への輸出のための販売取引価格であり、かつ

²⁵ CCC Article 38

²⁶ DA Article 34

- 通関申告が受理された時点で
- 物品が EU 関税同盟地域に持ちこまれる直前の販売取引の価格のみを取引価格とみなすことができると規定している²⁷。

この変更による影響を緩和するために、事業者が 2016 年 1 月 18 日以前に締結した契約により取引を行っている場合には、2017 年 12 月 31 日までは、ファーストセール制度の継続適用が認められる²⁸。これは俗に日没条項 (Sunset Clause) と呼ばれる。

6.3 関連者間取引

関税評価額を算定する際に、算定の基準となる取引が関連者間で行われた場合には留意を要する。CCC も UCC も、関税評価額算定の際に、関連者間の取引価格を考慮することを排除してはいない。ただし、関連当事者の関係が販売価格に影響を与えていない場合のみに、当該取引価格を関税評価額算定の基準として採用することができるとしている。このような関係が価格に影響を及ぼしていないか判断するために、税関当局により販売取引を取りまく状況が検査される可能性があるが、申告者は、必要に応じて、詳細な情報を提供する機会を与えられている²⁹。申告に用いた関連者間取引価格が後述のテストにより算定された価格に近似していることを示せた場合に、当該関連者間取引価格を関税評価額算定基準として採用することができる点に留意を要する。

6.4 関税評価額算定の代替的手法

関税評価額を取引価格に基づいて算定できない場合（例えば、販売が関連者間で行われ、その関係が販売価格に影響を与えた場合）、以下のような代替的手法を用いて関税評価額を算定しなければならない。

- 同一貨物の取引価格による方法
- 類似貨物の取引価格による方法
- 域内販売価格から所定の費用を減算する方法（減算法）
- 積算により算定する方法（積算法）
- 上記によらない合理的な方法

上記の代替的手法は、関税評価額を算定できるまで、記載順に適用可能である。申告者の要請により、税関当局は、減算法と積算法の適用順序を逆にすることを容認する（CCC においては、このような申告者の要請は税関当局に対して拘束力がなかった）。

²⁷ IA Article 128

²⁸ IA 347

²⁹ IA Article 134

6.5 ロイヤリティとライセンス料

UCC³⁰および IA³¹は、取引価格には、下記のような性質のロイヤリティおよびライセンス料が加算されなければならないとしている。

関税評価額を算定しようとしている物品に関連して

- 売り手あるいは売り手に関連する者が購入者に支払いを要求している
- 購入者が直接又は間接的に支払う必要がある
- 支払いが物品の販売条件となっている

CCIP にはロイヤリティやライセンス料（例えば特許、製造ノウハウ）³²としてみなされる費用は例示的に列挙されていたが、UCC 並びに関連規則はそのような例示を示していない。税制・関税同盟総局発行の関税額評価に関する UCC ガイドラインには、CCIP において例示的に列記されていたと同様の項目について説明が加えられているが、当該ガイドラインは法的拘束力を有しない。法的拘束力のある規則から例示が削除されたことで、実務上、以前は対象とされていなかったロイヤリティやライセンス料が加算対象になる可能性があることに留意を要する。

7. 関税保証

7.1 関税保証とは

関税債務に対する関税保証の目的は、輸入または輸出に際しての発生しうる税額やその他の課金（例えば輸入 VAT）の徴収を担保することにある。正確な金額の算定が難しい場合には、保証金額は税関当局の推定に基づいて算定される。原則として、保証は債務者または債務者となる可能性のある者によって差し入れられるが、税関当局は、第三者が保証を差し入れることも容認している。

7.2 関税保証に関する新規定

7.2.1 関税保証の差し入れ義務に関する変更

関税保証の差し入れ義務に関して、一時保管と通関手続き簡素化に関連する 2 つの大きな変更があった。CCC は、事業者に一時保管に関連する関税保証の差し入れを明確に要求していなかったが（ただ、差し入れを要求するか否かの裁量を当局に認めていた）³³、UCC では、関税保証の差し入れが、一時保管の認可要件となっている³⁴。逆に、CCIP では、関税

³⁰ UCC Article 71

³¹ IA 136(4)

³² CCIP Article 157

³³ CCC Article 51

³⁴ UCC Article 148

保証の差し入れが、通関簡素化の認可要件となっていたが³⁵、UCC は、そのような規定を含んでいない。しかしながら、記録による申告認可や関税納付延期措置の許可を得る場合には、関税保証の差し入れが要件となっている。

7.2.2 包括保証

CCC にも規定されている包括保証の適用範囲は UCC により修正され、転送手続きの場合以外にも適用可能となった。UCC では、包括保証は事業者の要請に基づいて、複数の事業施設、申告、通関手続きに関する関税債務に対応する輸入又は輸出関税の徴収を担保するために適用できる。適用範囲の拡張とともに、包括保証の認可基準も変更された。包括保証の認可は、以下の基準を満たす事業者に与えられる。

- EU の関税同盟地域に設立された者
- 重大なもしくは度重なる租税規定違反（申請者の経済活動に関連した重大な刑事上の違反履歴を含む）がない者
- 税関手続きの恒常的な利用者、一時保管倉庫の運営者、または、実施する事業活動を遂行する能力を示すための実務基準や職業的資格を取得している者

UCC における包括保証の認可取得要件に関する大きな変更点は、申請者が設立された加盟国と包括保証を差し入れる加盟国が同一である必要がなくなったことである。事業者は、包括保証額の 50%あるいは、30%の減額あるいは免除を申請することができる。4.4.1 項で述べたように、通関手続き簡素化型 AEO のみが、既に発生している関税債務やその他の課金に対して設定される包括保証額の軽減を受けることができる。将来的に発生しうる関税債務に対して設定される包括保証については、通関手続き簡素化型の AEO の認定を得ている者だけでなく、当該基準を満たしている事業者も減免を受けられる可能性がある。

8. 一時保管

一時保管の一般的な解釈と目的は、UCC の導入によって変更されていない。従って、EU 内貨となっていない物品が税関への通知から当該物品が通関手続き又は再輸出が行われるまでの期間に税関監督下で保管される（一時保管）状況を指す。ただし、UCC は、一時保管の範囲について、主には次のような大きな変更を導入している。

8.1 一時保管の認可のために要求される関税保証

CCC は、事業者に一時保管の際に関税保証の差し入れを明確に要求していなかったが（ただ、差し入れを要求するか否かの裁量を当局に認めていた）、UCC においては、関税保証の差し入れが一時保管の認可要件となっている。

³⁵ CCIP Article 253

8.2 一時保管の期限

CCC は一時保管が可能な期間を海上輸送以外の手段で輸送される物品については 20 日間、海上輸送される物品については 45 日間と規定していたが³⁶、UCC においては、一律 90 日間と規定している³⁷。

9. 簡素化手続き

9.1 CCC および UCC が規定する通関簡素化手続きの種類

CCIP には、事業者が申請可能な次の 3 種類の通関簡素化手続きが規定されていた³⁸。

- 簡略申告手続き：税関当局は、正当な事由がある場合には、該当の通関手続きにおいて、申告書の一部項目の記載を免除する、あるいは、一部添付書類の提出を免除することが認められている。
- 簡素化申告手続き：簡素化された申告書により該当の通関手続きを実施することができ、事後的に追加申告を行う。追加申告は、適宜、全般的、定期的あるいは要約的なものでよい。
- 自社内・指定地通関手続き：関係者の敷地・施設、他の指定地、税関の認める場所において該当の通関手続きを実施することができる。

UCC では下記の通関簡素化を規定している。CCC に規定されていた 3 つの通関簡素化手続きのうち、名称としては、「簡素化申告」が引き継がれたのみであるが、これらの簡素化手続きの一部要素は、引き継がれている。

- 簡素化申告
- 申告者の記録による申告
- 中央一括通関
- 自己査定

以下、それぞれの通関簡素化の内容を紹介する。

9.2 簡素化申告

UCC およびその関連規則においては、CCC が簡略申告手続きおよび簡素化申告手続きの規定の中で定めていたのと同様の取扱いが、簡素化申告の名称において規定されている。これに基づいて、事業者は引き続き、該当の通関手続きにおいて、申告書の一部項目の記載を免除、あるいは、一部添付書類の提出を免除される。しかしながら、事業者は、継続的に当該取扱いを実施する場合には、税関当局の認可を得る必要がある。簡素化申告の定常的適

³⁶ CCC Article 49

³⁷ UCC Article 149

³⁸ CCIP Article 253

用のための認可要件には大きな変更はない。しかしながら、重大なもしくは度重なる租税規定違反（申請者の経済活動に関連した重大な刑事上の違反履歴を含む）がないことという AEO 認定と同様の要件が付されていることには留意すべきである。

9.3 申告者の記録による申告（記録による申告）

自社内・指定地通関手続きと同様に、申告者が自ら記録することで、通関申告が実施されたとみなす取り扱いである。記録による申告は、税関当局の認可を得た者のみが実施することができる。認可要件は簡素化申告よりもいろいろな意味で厳格である。申請者は、重大なもしくは度重なる租税規定違反がないことに加えて、適切な関税法遵守を可能にする業務フロー上ならびに、必要に応じて運輸上の記録管理システムを用いた業務および物流統制の適格性について証明しなければならない。AEO 認定と同様に、記録による申告を希望する申請者は、実施する事業活動を遂行する能力を示すための実務基準や職業的資格を保持していなければならない。物品を提示する義務は依然として原則であり、税関当局が物品の提示の免除を与えたとしても、当局は、場合により物品の提示を要請することができる。記録による申告は転送およびカスタムズ・フリーゾーン手続き以外のすべての通関手続きについて申請することができる。

9.4 中央一括通関

中央一括通関は、まったく新しい簡素化手続きである。当該手続きは、物品が物理的にどの税関を通過するかに関わらず、事業者の設立地を所管する税関において、通関申告することを可能にするものである。物品が通過する税関と申告を行う税関が、異なる加盟国に所在する場合には、税関当局の認可が必要となる。通関手続き簡素化型の AEO の認定を得ることが、申請の要件となっている³⁹。中央一括通関手続きの過程で、通関申告が行われる税関と物品が通過する税関の間で情報が交換され、域内流通に向けて、申告内容と物品の照合が行われる。中央一括通関を適用する場合には、申告を行う税関に対して関税債務が発生する。

以下に、中央一括通関の適用事例を紹介する。

<例>

国際企業グループのハンガリー現地法人（A 社）は、EU グループ会社向けの域内物流配送センターとしての機能を担っている。現在、ドイツのグループ会社（B 社）は、中国のグループ会社（C 社）から物品を輸入している。当該物品は中国からハンガリーに輸送されるが、A 社は B 社の間接的通関代理人として自社の名前で B 社の代理として輸入通関を実施している。通関後、物品は域内を自由流通する。

中央一括通関の認可を受けることにより、B 社は、物品は物理的にハンガリーの税関を通過するとしても、設立地である地元ドイツの税関で通関申告を行うことができるので、ハンガリーでの通関申告に際して、A 社を間接的通関代理人に登用する必要はなくなる。物品は、

³⁹ UCC Article 179

ハンガリー税関と地元税関の情報交換により照合された後、域内自由流通が可能になり、関税額はドイツ当局により決定される。

9.5 自己査定

自己査定もまた新たに導入された簡素化措置であり、これにより、事業者は通常は税関当局が実施する一定の通関手続きを自ら行い、関税額の算定や税関の監督下で一定の管理を担うことができる⁴⁰。当該簡素化措置が事業者にもたらす独立性の大きさを考慮すると、法令を遵守し、信頼に値する活動を行う事業者のみに当該簡素化措置が適用されるべきであり、通関手続き簡素化型 AEO 認定を得ていることが申請要件となっている。自己査定の認可を申請するものが、既に記録による申告の認可を得ている場合、自己査定は当該認可に含まれている通関手続きに限定されると考えられる⁴¹。自己査定の認可保有者は、税関当局の監督下で、当局が指定する禁止・制限事項への遵守に関する管理を実施する⁴²。

10. 通関手続き

10.1 CCC および UCC が規定する通関手続きの概要

冒頭で述べたように、UCC は、通関分野における規制環境を刷新し、事業者のニーズに沿って、通関手続きのシステムをビジネスの競争力強化に資するよう修正した。以下では、通関手続きシステムに関連する主な変更点を概観する。

CCC においては、以下の通関手続きを規定していた。

- 域内自由流通
- 転送
- 保税倉庫
- 加工再輸出
- 税関管理下加工
- 一時受け入れ
- 再輸入加工
- 輸出⁴³

CCC は、「経済的影響を伴う通関手続き」として以下を指定している。

- 保税倉庫

⁴⁰ UCC Article 185

⁴¹ DA Article 151

⁴² DA Article 152

⁴³ CCC Article 4 (16)

- 再輸出加工減免措置
- 税関管理下加工
- 一時輸入
- 再輸入加工

UCC では、異なる類型分類を用いて、以下のように通関手続きを規定してる。

- 域内自由流通
- 特別な手続き
- 輸出⁴⁴

「特別な手続き」は、さらに以下のように細分化されている：

- 転送：域外、域内転送を含む
- 保管：保税倉庫およびフリーゾーンを含む
- 特殊な使用・用途：一時受け入れおよび用途指定を伴う関税一時停止措置を含む
- 加工：再輸出加工、再輸入加工を含む⁴⁵

CCC と UCC の通関手続きの体系は次の表のように整理される。

CCC		UCC		
自由流通		自由流通		
転送		特別な手続き	転送	
経済的影響を伴う通関手続き	保税倉庫		保管	保税倉庫
	再輸出加工 (課税猶予方式および払い戻し方式)			フリーゾーン
	税関管理下加工		加工	再輸出加工
	一時受け入れ			再輸入加工
	再輸入加工		特別な用途	一時受け入れ
輸出	用途指定を伴う関税一時停止措置			
		輸出		

UCC においては、貿易取引のために特別な手続きの活用がより魅力的なものになるように、用語のみならず手続き自体も簡素化・合理化されている。フリーゾーン手続きは、新たな特別な手続きとして導入されており、「税関が承認した物品の取り扱いあるいは使用」において規定されている⁴⁶。しかしながらこの手続きの機能は変更されておらず、フリーゾーンは EU の関税同盟地域内の一部地域又は施設であり、フリーゾーン内に所在する以下のような物品は、EU 内貨とはみなされない。

- 域内自由流通の手続が行われていない物品

⁴⁴ UCC Article 5 (16)

⁴⁵ UCC Article 210

⁴⁶ CCC Article 4 (15)

-その他の通関手続き下にある物品

-使用あるいは消費されていない物品

UCC は用途指定を伴う関税一時停止措置（End-use）手続きを独立した特別な手続きとして規定している。一方でこれは、CCC においては、域内自由流通の特別な形態であった。この手続きの解釈は UCC においても変更はない。すなわち、用途指定を伴う関税一時停止措置手続きにおいて、物品はその用途により関税免除あるいは低減税率の適用を受けて自由流通に移行するということである⁴⁷。

10.2 再輸出加工減免措置および税関管理下加工の統合

UCC における再輸出加工の解釈は関税取引の簡素化および合理化の観点から画期的な意味を持っている。新規則においても、再輸出加工は引き続き、事業者が域外貨物品を関税同盟地域内の複数の拠点で活用することを可能にしているが、変更点として、加工された物品が関税同盟地域から再輸出されることを要求していないという点が挙げられる。従って再輸出加工が、課税猶予方式（IPR Suspension）か払い戻し方式（IPR Drawback）かを特定する必要性はなくなった。

UCC の解釈の新規性は、CCC における再輸出加工減免措置を税関管理下加工と統合したことにある。これらの手続きはともに原則として域外貨物品を関税同盟地域内で加工することなので、この 2 つの統合は通関手続きの簡素化と合理化の観点からは理にかなっている。

上述したように、UCC の規定に基づいて、加工品の再輸出は、再輸出加工手続きの申請要件ではない。したがって、事業者は、輸入物品が加工後再輸出されるか否か輸入時点で不透明な場合でも、再輸出加工手続きの認可申請をおこなうことができる。UCC の再輸出加工の規定は、結果的に事業者が域内で加工した物品を域内で流通させる場合には、加工品に対応する輸入関税を支払うことで自由流通させることができる点を明確にしている。

また、UCC において、輸入関税は、加工された物品の関税分類、関税評価額、物量、性質、原産地に基づき算定するのが原則である⁴⁸。しかしながら、再輸出加工の場合は、再輸出加工手続き下におかれた物品の関税分類、関税評価額、物量、性質、原産地に基づく算定を行うことも可能である⁴⁹。

以下に再輸出加工に関する事例を紹介する。

<例>

ある会社はハンガリーで包装材の生産活動を行った。生産に使用された原材料（ロール状のアルミ箔）は、EU 域外から輸入された。同社は原材料を加工して、EU 域外に輸出する予定であった。輸入された原材料の関税率が 7.5%である一方で、加工品の関税率が 0%であることを考慮して、原材料を税関管理下に置き、加工後に製品を域内自由流通させる措置をとった。

⁴⁷ UCC Article 254

⁴⁸ UCC Article 85

⁴⁹ UCC Article 86

税関管理下加工手続きが廃止され、再輸出加工の新規定は再輸出を要件としないため、実際に加工した製品が EU 外に輸出されるか否かに関わらず、同社は再輸出加工を活用することができる。

これに基づき、加工品の関税率（0%）を適用して加工品を自由流通させることが可能である。この手続きは CCC における取り扱いと同様である。結果的に EU 域内を自由流通させるのではなく、輸出されたが、関税債務が発生することを免れることができた。

11. 罰則

UCC の新規性の一つとして、EU レベルでの一般的な関税罰則規定を定めた点が挙げられる。UCC は、すべての加盟国は、関税法制違反に対して効果的で相応かつ抑止力のある罰則を設けなければならないと規定している⁵⁰。罰則システムの枠組みを UCC は簡潔に規定しているが、適用される罰則の具体的な詳細には触れていない。

ただし、UCC は以下のような罰則が生じうることを規定している。

- 金銭の請求
- 認可・認定の取り消し
- 認可・認定の効力の一時停止
- 認可・認定の修正

加盟国は、上記の枠組みの中で自国の罰則システムを構築することができる。しかしながら、加盟国は、新しい規制導入や改正について欧州委員会に通知しなければならない。

12. 2016年5月1日以前に発行された通関ライセンスの有効性

UCC の原則として、UCC が発効する 2016 年 5 月 1 日以降も、CCC および CCIP に基づいて発行されたすべての通関ライセンスは有効である。UCC の通関ライセンスの有効性に関する規定は、それらのライセンスが期限付か否かに分けて、UCC 発効後の有効期間を検討することを明記している。有効期限のある通関ライセンスは、有効期限あるいは 2019 年 5 月 1 日のいずれか早い日まで有効である⁵¹。有効期間が限定されていない通関ライセンスは、再審査されるまで有効である。税関当局は、2019 年 5 月 1 日までに、このような通関ライセンスの再審査を実施しなければならない⁵²。

UCC 導入により廃止された（例えば、税関管理下加工）または修正された（例えば、自社内・指定地通関）手続きに関わる通関ライセンスは、効力を継続する。例えば、CCC に基づいて 2016 年 5 月 1 日以前に発行された自社内・指定地通関手続きの認可は、記録によ

⁵⁰ UCC Article 42

⁵¹ DA Article 251

⁵² IA Article 345

る申告の認可とみなされ、再審査まで効力を維持する。再審査の結果、UCC における基準を満たしていると判断されれば、記録による申告手続きの認可が与えられる。

上記と同様に、認可を受けている手続きの認可要件が UCC により修正された場合は、新規則に基づく再審査により認可の有効性が判断されることになる。例えば、税関決定により関税債務を免除されている一時保管のライセンス保持者は 2016 年 5 月 1 日以降も、その活動を継続することができる。しかし税関の再審査までには、関税保証を差し入れなければ、以後のライセンスは発行されないことになる。なぜならば、UCC に基づいて関税保証の差し入れが一時保管手続き認可の要件となっているからである。

13. 電子システムの開発・設置に関連する UCC 作業プログラム

本調査報告書の冒頭で述べたように、UCC はすべての通関および貿易取引を電子的に処理するという法的原則を導入した。必要となる電子システムを開発するためには、開発・設置に関する作業プログラムが策定されなければならない。

UCC の正確な適用を担保するためには電子システムの導入が必要であり、この作業プログラムは、そのための広範囲にわたる作業計画を設定するものである。作業計画の定めるスケジュールの範囲内で、加盟国は現行システムからの移行の開始、完了および事業者が新システムに接続、使用する時期を定めることができる。加えて、加盟国には、事業者が自社のシステムを更新して新システムに接続できるようにするための技術情報を速やかに伝達することが求められている。

したがって、事業者は、自社の IT システムに必要な開発を行うための要件や期限を加盟国から提供されることになる。しかしながら、UCC 作業プログラム規定の IT システム開発の項目は、事業者よりも加盟国の税関当局に関係する内容となっている。

UCC 作業プログラムの添付書類には、IT システムの開発・設置のための期限が記載されている。例えば、BTI のための電子システム開発の期限は 2018 年 10 月 1 日であり、AEO ステータス申請や認可受領のためのインターフェース開発の期限は 2019 年 10 月 1 日となっている。

最後に

これまで述べたように、EU の関税法の基本的なアプローチと規定は、UCC の導入によって変更されていない。しかし、新しい法制には、事業者の日常業務や組織構成に大きな影響を与えうるいくつかの変更を含んでいる。幸運にも移行規定により移行に際しての影響が緩和されているので、UCC 対応を早急に行わないことによるリスクはそれほど高くはない。税関当局もまた新规定への対応に追われているが、新ルールの適正な適用を確立できるよう事業者は税務当局と協力するのが賢明であろう。

最後に、強調したいのは、事業者の皆さんには、UCC への準拠のみではなく、UCC の提供する新しい可能性を活用して積極的に便益をとることをお勧めしたい。

欧州関税法典（UCC）に関する調査報告書
—欧州共同体関税法典（CCC）からの主な変更点—

2017年3月作成

作成者 日本貿易振興機構（ジェトロ）お客様サポート部貿易投資相談課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

Tel. 03-3582-5651

Copyright (C) 2017 JETRO. All rights reserved.